

第6回産業福祉常任委員会会議録

平成23年8月18日(木)

開 会 午前 9時23分

閉 会 午前11時25分

会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

保健福祉課

斜網地域の救急搬送体制の整備に係る費用負担について

産業課

農林水産直売・食材提供供給施設(道の駅パパスランドさつる)基本計画(案)について

緑清荘の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールについて

清里町地域農業再生協議会の設立について

建設課

道路橋梁及び河川の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールについて

2. 次回委員会の開催について

3. その他

出席委員(7名)

委員長	村 島 健 二	副委員長	澤 田 伸 幸
委員	田 中 誠	委員	加 藤 健 次
委員	勝 又 武 司	委員	池 下 昇
委員	前 中 康 男	議長	村 尾 富 造

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

保健福祉課長	菌部 充	保健G主幹	藤代 弘輝
産業課長	斉藤 敏美	商工観光・林政G総括主査	進藤 和久
農業G総括主査	原田 賢一		
建設課長	古谷 一夫	建設管理G総括主査	清水 俊行

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 柏木 繁 延

開会の宣告

村島委員長

それでは、第6回産業福祉常任委員会を開催いたします。

村島委員長

それでは、町からの協議・報告事項について、保健福祉課より斜網地区救急搬送体制の整備に係る費用負担について、説明をお願いします。

保健福祉課長

斜網地域の救急医療体制の整備に係る費用負担について、ご説明申し上げます。7月22日に開催されました第5回産業福祉常任委員会で、網走保健所管轄の1市4町での救急医療体制の連携整備についてご説明をさせていただいておりましたが、これに係る費用負担につきまして、案がまとまり、さらには網走医師会の承諾が得られましたので、ご説明を申し上げます。2ページでございます。1項目目の基本的な考え方ですが、網走市がすでに網走医師会と契約を締結しております救急医療体制づくり事業の委託料1,456万1千円を基礎としまして、この度、新たに費用を負担することになった清里町、斜里町、小清水町、大空町の負担額を求め、その額を1,456万1千円に上乗せをいたします。網走市が代表して委託業務の契約をし、その委託料の一部を負担するものでございます。2項目目の4町の負担額の算出方法でございますが、それぞれの町の一次救急の整備状況、人口、過去3年間の網走市内病院への救急搬送件数により求めて参ります。3項目目、2項目目により求めました4町の負担額は592万1千円で、網走市分と合わせた額は2,048万2千円となります。清里町の負担額、この表の網掛けの部分になりますけれども、92万3千円となります。内訳は、一次救急分として斜里町を除く3町の人口を元に案分し44万8千円。二次救急分で救急搬送の有無に関わらず受入体制を維持することでコストが掛かるということに配慮し、4町で同額を負担しまして19万8千円。それと平成19年から21年までの3ヵ年の平均搬送実績による案分で清里町は22万7千円となっております。ちなみに、清里町は平均で39回の搬送がございました。以上の合計で清里町92万3千円でございます。この費用につきましては、次年度以降見直しを行うようになってございます。これにつきましては、網走市内の医療機関に委託する事業の費用負担でありまして、清里町におけます一次救急は、クリニックきよ里において診療時間中の受入れにとどまっております。夜間、休日の受入れについては近隣の病院をお願いしておりますので、今回のこの負担額を基礎としまして、斜里、小清水についても救急医療体制の支援について、今、お話をさせていただいているところでございます。それぞれからの合意が得られましたら、今回の92万3千円と合わせまして、9月議会で予算の補正案を提出させていただきたいと考えております。

以上でございます。

村島委員長

今、説明がございましたけども質問ございませんか。

議長

委員長、1点いいですか。

村島委員長

はい。議長。

議長

せっかくなんで、一次救急の清里、斜里国保、小清水日赤、人数的にはどうなんですか。

保健福祉課長

手元でございます救急搬送件数資料は18年から22年までの平均件数でございますけれども、年間、斜里国保病院につきましては36.2回、小清水赤十字病院については36.8回となっております。清里については平均で、大谷クリニック時代もございますけども21回でございます。

議長

最近のやつは無いですか。

保健福祉課長

直近で平成22年がございます。これはいずれも暦年の集計になってございますけども、清里においては2回、それから斜里国保病院においては16回、小清水赤十字病院については58回となっております。

加藤委員

ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、この網走の一次救急の44万8千円に、実際問題としての年間の平均の搬送者数はどのくらいなんですか。単純に人口割だけで出したと思うんですが、現実として一次救急で搬送された事例は何件くらいなんですか。

保健福祉課長

一次、二次の救急の搬送の内訳というのは資料として持ってございません。一般論ですけれども、一次救急というのは外来で済む診療、それから、二次救急は入院あるいは手術が必要な救急ということですので、網走までの搬送があったということを考えれば、一般的にはほぼ二次ではないかと推測されますけれども、申し訳ございません。一次、二次については資料を持ってございません。

勝又委員

この下の参考の関係なんですけども、北見、遠紋、斜網の人口1人当たりのを見ると、北見から見ると大分差があるし、遠紋とも差があるんですが。これは、どのように理解したら良いのでしょうか。搬送患者が多いってことなのかな。

保健福祉課長

人口1人当たりの負担額というところを見れば、230円、264円、284円と、斜網については一番高額となっておりますけども、これは他の圏域と比べて遜色の無い額ですという、そういった資料ということで見ていただければと思います。

勝又委員

遜色が無いじゃなくて、おそらく人口が左右する部分だと思うんですね。人口1人当たりっとなっているから。総体の占める人口がね。だから、人口がどんどん減っていけば、どんどんこの負担も大きくなっていくということではないのかということを知りたいんですが。

保健福祉課長

今回、この救急医療体制の整備の費用負担ですけれども、何と言いますか、費用そのもの、コストの肩代わりをするということでは本質としてはない訳で、赤字補填ということではないです。ですから、人口が減るからイコールそのコストが増えていくのか、要求されるのかと言うと、その辺については、何とも申し上げられないところですけども、体制整備への支援ということで、搬送が多いからといったことでは無いと考えております。これについては、次年度以降見直すことになっておりますので、また網走医師会の方からそういった要求がくるかということとは分かりませんが、ずっとこのままでいけるということでは無いですんですけども、ただ、コストに対する費用負担ということではないと、お考えいただきたいと思います。

勝又委員

負担じゃないと言っても、この基本的な考えが網走医師会と契約しているということでしょう。そうすると、向こう側にしてみれば、そこの部分を概ね負担してもらいたくて契約している訳じゃないかなと思うんだけど。それが来年から見直しとなった時に、これがなかなかゆるくないわとなると、上昇するような可能性も十分あるんじゃないかと思うんだけど。

保健福祉課長

委員のおっしゃるような可能性は当然あると思います。ただ、コストの赤字負担とかではなくて、建前的には救急医療体制の整備についての委託ということで、直接病院に支援しているものでもございませんし、そういう考え方になって至っております。一方で救急は確かにコストが掛かると言われていますけれども、診療報酬については、救急は救急の加算の中での報酬ということを受けてございますので、そこは全く関係が無いことではございませんけれども、直接いきなり影響が出てくるとは考えにくいかなと思います。

村島委員長

他に、ございませんか。

前中委員

基本的なところをちょっと押さえないのですけども、網走医師会1,400万弱という契約額が出ていますよね。そして負担額はその中で2,048万2千円という負担で算出して、人口割あるいは均等割、搬送割という3点で出ているんですけども、この差、約600万ですけども、それは、要するにどういうもののかさ上げなのかということをお聞きしたいんですけども。

保健福祉課長

この緊急医療体制の整備費用ということで、そもそも網走市と網走医師会が1,400万で委託して網走医師会に体制整備ということで委託事業を行ってありました。それに対して4町は、搬送実績はあるものの費用負担の方は無かったということです。1,456万1千円は元々ある網走の委託料。その上に、4町で592万1千円をこの表のルールでもって計算して、上乘せをするということ。合計で2,048万2千円という額になってございます。

前中委員

ということは、この算定は常に年度ごとに算定見直しをするということで、合意は出来ているんですか。

保健福祉課長

それにつきましては、次年度については見直しをするということでの話になってございますけども、それ以降についてはまだ決定はされておられません。ただ、網走市のこれまでの契約は平成16年から1,456万1千円で動いていないという実績もございますので、その辺についてはちょっと何とも言えませんけども、頻繁に変わるものでは、今までの網走市の実績を見れば無かったということです。

村島委員長

他に、ございませんか。

(「なし」との声あり)

村島委員長

無いようですので、これで終わります。ご苦労様でした。

村島委員長

続きまして産業課、農林水産直売・食材提供供給施設(道の駅パパスランドさつつる)基本計画(案)について3ページから6ページ、緑清荘の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールについて7ページ、清里町地域農業再生協議会の設立について8ページから9ページ、説明をお願いします。

産業課長

農林水産直売・食材提供供給施設(道の駅パパスランドさつつる)基本計画(案)について、

3ページから6ページで説明させていただきます。本日の委員会におきましては、パパスランドの平面図について、温泉掘削による温泉利用効率について、施設の管理運営についての3点について、町の考え方を提案し協議させていただきたいと存じます。

それでは3ページの平面図について説明申し上げます。図面の上の方が西側に当たり、JR釧網本線でございます。下の方が東側に当たり、道道斜里摩周湖線でございます。建物は鉄道線路沿いに沿って南北に長く、東側中央に玄関、風除室を配置し、建物に入りますとホールがあり、道の駅としての観光インフォメーションコーナーを配置しております。正面に入浴受付や、道の駅事務、売店事務などを総合的に行う事務室を配置いたしました。建物中央の左側には地域住民の健康増進並びにコミュニティ施設として浴室、脱衣室、休憩室を配置しました。浴室は高温、低温の内風呂と露天風呂とし、休憩室の近くにトイレと機械室を配置させていただきました。建物中央の右側には、農林水産直売・食材提供供給施設として交付金の対象となる売店、レストラン、厨房などを配置し、売店は地元野菜や地元特産の焼酎など、地元食材などを使用した土産品等を販売する目的で、レストランにおきましては地元食材を使用することに努め、10卓40人を集客する広さとしたしました。トイレや喫煙室、倉庫などを合わせた床面積の合計は1,120.03平方メートルとなります。続きまして、4ページで既存の施設と改築後の床面積について比較をしておりますので、説明いたします。高齢者活動施設につきましては、屋根、壁の塗装を行います。床面積全体594平方メートルは変わりません。事務室や一部の部屋を改修して、活動室として利用することを検討しております。改修に関わる費用につきましては、町単費でございます。続きまして、温泉入浴施設の浴場については、既存より狭くなりますが、脱衣室は2倍以上の広さにして、休憩室は既存とほぼ同じ広さになってございます。温泉入浴施設の財源は町単費となります。交付金対象となりますレストラン、厨房、売店、トイレなどを合わせた床面積の合計は1,120.03平方メートルで、備考欄に記載しておりますとおり、交付金対象面積が全体の約55パーセント、町単費が約45パーセントとなるものでございます。プレイグラウンドは高齢者活動施設との渡り廊下を改修することにより、面積が減少するもので改修内容につきましては屋根と壁を補修するもので、改修後のパパスランド全体面積は2,294.03平方メートルになるものでございます。露天風呂、足湯、駐車場などの整備は町単費事業で、改修後の駐車台数は大型5台、乗用車100台となります。次に、5ページをお開きください。パパスランド活動室の過去5年間の利用実績について示したものでございます。手工芸室、陶芸室は大幅に減少傾向にあり、農畜産加工室においても減少傾向となっております。入浴者数は平成22年度増加しておりますが、この理由は緑清荘が休館していたことによるものでございます。平成22年度、農畜産加工室の団体利用者数について調べてみましたところ、16人以上の団体が利用したのは4回で最大の利用人数は23人となっております。また、利用者は63団体・個人で164回、延べ人数692人で1団体の利用回数は2.6回、1回当たりの利用人数は4.2人となっております。以上、平面図に係る説明を終わりますが、町はただ今、提案した平面図を基本として考えて参りたいと思っておりますが、決定ではございません。農林水産直売・食材提供供給施設交付金事業の目的と照らし合わせて、必要に応じて微調整を図って参りたいと考えております。

続きまして、6ページで温泉掘削による温泉利用効果の検討結果についてご説明を申し上げます。町は基本設計業者に新築する建物の内風呂並びに露天風呂、足湯に毎分平均200リットルの温泉を注ぎ、浴槽の温度を42度に保つために、現在の温泉温度39度を42度に加温するの

に燃料代を積算させたところでございます。次に、新規に温泉ボーリングをした場合、掘削深度 800メートルとした場合の費用を積算させました。新規温泉ボーリングより50度毎分200リットルの温泉が得られたとして、温泉掘削の効果を求めさせたところでございます。その結果、6ページの表下段のまとめに記載のように、新規に掘削する温泉の場合の費用は4,800万円程度である。既存温泉の場合は、加熱費用に年間400万円程度が必要であり、概ね12年間で採算が取れることになる。既存温泉は今後どの程度持つか予想が出来ないことが懸念される中で、新規に掘削する温泉の場合は安心が得られるとの基本設計業者からの結果を得たところでございます。この結果を踏まえて、町は新規に温泉掘削を行うことで進めて参りたいと考えております。併せて50度の温泉が得られた場合には、温泉熱交換による真水を温めることなども期待できるものと考えているところでございます。

続きまして、3点目の施設運営管理について口頭でご説明申し上げます。パパスランドの施設運営管理につきましては、平成18年度から有限会社パパスさつつるに年間委託料概ね1,800万円指定管理委託を行っており、平成24年3月に指定期間が満了となるものでございます。指定期間満了後の来年4月からの施設運営管理でございますが、平成24年度はパパスランドの全面改修が行われること、高齢者活動施設やインドアプレイグラウンドが改築期間に使用出来ない期間が予想されることや、改修完了後は委託内容や委託金額が大幅に変わることで、さらに指定管理委託は複数年契約であることなどから、平成24年度の一年間については現在の指定管理業者であるパパスさつつると特命の業務委託契約によって管理運営を行って参りたいと考えております。建物が、完了後の平成25年度からについては、今までどおり指定管理者制度による公募により業者を選定し、管理運営を行って参りたいと考えております。委託内容並びに委託料については、収入を求められる施設とそれ以外の施設に大きく分かれることから、公募の内容については、今後十分検討し、議会と協議をさせていただきたいと考えております。

以上、農林水産直売・食材提供供給施設（道の駅パパスさつつる）基本計画（案）についての説明を終わらせていただきます。

村島委員長

ただ今、主旨説明がございましたけども、3ページから6ページまでで質問ございませんか。

加藤委員

今、パパスランドの説明で、4ページで面積等の説明があった訳ですが、この中で高齢者活動施設関係は町費単独でやる訳ですが、これについての平面図の具体的案っていうのが無いように思われますが、この辺は特に陶芸の面積が増えたりして、あるいは農畜産加工施設が増えたり、あるいはこの辺の実態や現状の図面が全然分からない。実際問題、パパス札弦と言いながら、目的が大きく異なっている施設が完全に分離されるっていう問題がここに出ていると思います。特にこの高齢者活動室という運営、こういうものが今後において本当にさつつるパパスランドとの一体の指定管理ということで本当に好ましいのか、どうなのか。非常に利用者からも色んなご意見というものが十分にあると踏まえている訳ですが、今の町サイドの説明の中では、明年度については使える所、使えない所があるので、とりあえず特別な契約ということで一年間したいと、その後については現状と同じような方法での指定管理募集をしていきたいと。ただ、その時における単価や検討はしていきたいけども、という話だったんですけども、もっと根本的な考え方につ

いて変更する余地は無いのかどうなのか、その辺について再度お尋ねをいたします。

産業課長

1点目の加工室の平面図については、改修後の図面がまだ示される状況ではございませんので出来ておりません。それで、ただ今あそこの施設を利用しております、陶芸、手工芸、また農畜産関係の方々から色々な意向をいただいております中で、手工芸については今の面積で十分だというようなご意見。陶芸、農産については、出来ることであれば多少面積を広げて欲しいという意向を受けております。農畜産につきましては、明日も農協女性部の方と打合せをしてご意見を伺って参りたいと思っておりますのでございますが、今までのところ色んな方から聞いたところ、肉やアイスの部分で、新たな部屋までは必要だという意見が少ないようでございますので、今の建物の中の面積を増やせる軽微な改修をしながら、出来るだけ面積を増やせるような方法を今、考えているところでございます。そこで農畜産につきましては、部屋を分けることなく、今、裏口として使っている部分、保温庫として使っている部分などの間仕切りを外して、面積をここに記載のとおり96平方メートルを105平方メートルぐらいに広げていってはどうかという考え方をしております。また、陶芸室につきましては、事務室が今回必要でなくなりますので、事務室の部分などを陶芸にさせていただくような形の中で、陶芸につきましても面積を63から72に増やしてはどうかと考えております。基本的に今ある農産加工室における和室等につきましては改修をしないで現状の3つの加工室と物置や事務室やそれ以外の部分で改修できる部分を改修し、面積をそれぞれ増やしていきたいなと、このように考えているところでございます。

次に、加工室、プレイグラウンド、新しく出来る施設が分離される中での管理方法の関係でございます。24年度につきましては、先ほど説明したような内容で考えておりますが、25年度以降は指定管理の形で進めていきたいと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、収入を求められる施設とそれ以外の施設に大きく分かりますので、同じ指定管理でも今後の検討課題でございますが、2つに分けて指定管理を出すとか、もしくは収入を求められない部分については指定管理方法ではなく、業務委託契約にするとか、十分に内容を詰めて今後いきたいと考えているところでございます。

加藤委員

この前の説明と変わってない訳ですが、この4ページの中に面積をここまで増やしたいと言いながら図面が出来ていない。そして明日、要望を聞かないとならないだとか、そういう環境の中で、その説明の仕方というのはちょっと大きな問題点があるのではないかと思います。

もう1点の問題点と言うのは、あくまでも高齢者活動施設という形での手直しをしていくのか。町民全体を対象とした施設の運用ということを押えていくのか。この辺、あくまでも高齢者活動施設と言う言葉を付けた形で、今後とも運営をされていくのか。

それともう一つは、この農産加工施設と言うのは食品を扱う中では、保健所等との問題点というものもあると思う。陶芸と言うのは、粘土、乾いた状態が続くと飛散状態がものすごく衛生的な問題もある。それが隣に隣接している中で、今聞くと軽微な改築でやれるということになっていくと、衛生的な部分で特に大きな問題点はないのかどうなのか。その辺の捉え方をどう町サイドは考えておられるのか。

産業課長

高齢者活動施設の今後のあり方という部分かと思うんですけども、高齢者活動施設については、当初から体験をするということが大きな目的でここまで来ているかと思しますので、近隣町村にも本格的な活動施設を造っておられるところもございますが、本町におきましては、今後も体験を目的とした高齢者活動施設として運営していきたいと、このように考えております。その中で保健所の関係がございましたが、色んな方々が試験研究に取り組み、製造販売していきたいという場合には、個人が許可申請して許可が取れる衛生管理施設にしていきたいと考えているところでございます。その中で、陶芸のような塵や埃の出る施設と、食品関係の施設を一緒にということは決して望ましいこととは思いませんが、間仕切り等がしっかり出来ておりますので、今までどおりの形の中で、保健所の許可が得られると確認しているところでございます。

加藤委員

判断的にはそうなのかもしれませんが、非常に衛生的に今の現状の中では、体験施設と言っても余りにもひどい状態ではないかと思う。今回、改修に当たっては、例えば床や壁や天井も十分、保健所の許可が得られる環境にしていく時に、考えていかなければならない問題があるかと思うが、そういうものを考えていって、設備のある程度の拡充問題が、どういうふうになさされていくのか、今後提案されて来ると理解しておりますが、そういうことを考えても、施設的には基本的にはあそこに微改修出来ますよと言っていますが、その辺の捉え方、考え方っていうものの変更をもうちょっと考えて、例えば休憩室を壊してそっち側に陶芸を持っていくだとか、もう少し柔軟な体制でなければならぬ。どうも何となく、簡単にポンポンと処理しましょうという感じがしてならない訳であります。特にその辺の説明が、明日も聞くということなんです、利用される方に聞いていくのだらうし、個人の団体もあるかと思いますが、もう少し十分な検討をされた方が良いのではないかと思います。それと同時に、陶芸とかそういうものに関しては、小学校が2校廃校になって、その利用の問題など色んなことを踏まえた時にどうなのか。あるいは母子センターに木工関係をずらしていった問題だとか、もう少し具体的に考えて、設備的な環境をきちっとすべきと、私は考えるべきだと思うんですが、他の委員がどのように捉えるかは分かりませんが、中途半端にならないような形で、ただ体験すれば良い、体験出来れば良いと言いながら、個人が販売出来る、許可の取れる施設にしていきたいとしているんですから、高齢者が取るのか分かりませんが、もうちょっと考慮すべき点が多いような気がします。

産業課長

和室などを改修して、本格的に改修する方法についても、実は検討して来た経過がございます。前回の委員会でも説明しましたとおり、農畜産の農業部門と畜産部門に分けてということも考えて、その場合には当然、和室を改修しなければ配置的に出来ませんでしたので、その辺を十分検討はしたんですけども、今のところ畜産部門、いわゆる肉関係だとかアイス関係の方で、新たな部屋を設けてまでの整備の希望が大変少ない中で、今後の利用計画や利用活動を含めた時に、そちらの方まで水処理とか色んな部分での改修をするのが良いのかどうか検討した結果、結果といたしまして、今ある3つの部屋と使わなくなる事務室や、それ以外の作業室や用具室などもあるのですが、それらの部分を改修して、そして先ほど説明した内容でやっていきたいというのが、町の考え方でございます。併せまして、加工室につきましても床面などもかなり劣化している部

分もありますし、壁、天井などもありますので、それらの改修も含めまして、また、パパスも20年が経過しまして、今ある備品関係についても壊れてきている物や、古くなっている物もありますのでそれらの更新、並びに実際に使われる方々の意向を聞いた中で、必要とする物は新規に備品を購入するなどの改修整備を、今回図って参りたいと考えてございます。

勝又委員

加藤委員から衛生面のことが出ていたんですけども、僕も実際に加工所の隣で土が舞い上がったりしている加工施設は、望ましくないと思います。さらに隣で手つむぎで毛糸を使うんですね。どちらも埃なりが出る。ただ、パパスからもちらっと聞きましたけども、陶芸も実際にそこで作業する場合、かなり廊下の方にも削った粘土の粉とかが飛ぶみたいで、ざらつくということも聞いております。そんなことも含めて、今の和室の利用の関係なんですけども、陶芸なりがもう少し広さを要望するというのであれば、陶芸室の方へ農産加工室を広げまして、和室を陶芸室として利用するというような形も一つの方法かなと思います。そうすると、廊下の部分も加工室の一部として使えるようになりますし。そういうこともちょっと検討してはいかがかなと、そのように感じます。それともう1点なんですけど、加工室としての町の位置づけというのは高齢者の活動施設だと。当初は体験ということでしたが、体験と言いながら、個人が申請すれば販売できる保健所の認可が取れる施設という部分で、販売をメインに出していくのか、あくまでも体験なのか。大掛かりに販売していきとなった時に、そこを占拠して行うということにはならないと思うんですね。そんなことも含めて、どの段階で販売も自分でやってくださいとしていくのか。その辺も定義づけられていない部分もあるんじゃないかなと思う。一部には販売の練習をする所と。そうすると試験販売程度のことであって、それ以上のことは自前でやってくださいということも、ちらっと聞いたりもしますので、きちっとした位置づけをしないことには、おそらく進んでいけないような気がします。おそらく畜産関係にしたからと言って、どの程度のことをやっていくのかが見えないと、中をどんな施設にしていくのか全然見えて来ないと思う。今、アイスとか肉といった部分でしたけども、チーズとかそんなことはどうなのかってことも見えて来ない。アイスクリームをやるとなった時には、僕が知り得るところでは、60万のアイスクリームの機械で、いわば市販のアイスクリームの素でやる方法もありますけども、生乳を使ってやるとなると殺菌装置から何から何まで必要だという部分もありますので、僕らもプロでないのそこら辺の知識が無いので、役場の所管課の方にもきちっと研究していただいて、進めていただけるような形をとっていただきたいと思います。どうぞよろしく願いたいと思います。

産業課長

名称的には、当初の補助事業絡みもありますので高齢者活動施設となっていますが、現実としましては、町民誰でも使える活動室と考えていただければよろしいかと思えます。それから、この活動室の位置づけでございますが、基本的には先ほどから申し上げておりますとおり、体験施設ということでございまして、体験をしていきながら販売までの一定期間、もし作って売ってみたいという場合については、それらの出来る施設整備をするということでございまして、本格的にやる場合につきましては、町の新店舗補助金などを使っていただいて、本格的にやっていただきたいと思えます。この施設は、あくまでも体験ということを目的として活用し、活動していきたくて考えております。また、今ありました、間仕切りの部分等につきましては、補助事業で造

っている施設でございますので、大幅な変更は出来ないものでございますが、軽微で出来ることについては、今後十分検討して参りたいと考えているところですので、よろしく願いいたします。

加藤委員

補助事業で出来ているという話があった訳ですが、過去に出来た時の補助事業を壊さない限りは、大きく改築することができないという意味ですか。

産業課長

軽微な変更は出来ますが、大幅に間仕切りを変えたり、例えば建物を壊すとかということは、基本的に出来ないものでございますので、今回は間仕切り等は大幅に変えない範囲での改築改修をして参りたいと考えております。

加藤委員

そうであれば、今のレストラン、温泉を壊すということはどういうことなんですか。パパスを補助事業で建てたというのは分かります。最終的に新しいのが出来上がった時点で、現状の風呂、温泉、レストランは壊す訳でしょ。それは出来ないということではないんですか、そうすると。

産業課長

現在ある施設も、加工室、プレイグラウンドの部分と渡り廊下みたいな形で温泉、レストランが繋がってございまして、施設的な補助は加工室の方が補助を受けております。温泉施設、レストランは町単独で建てていると思います。ですからレストラン、お風呂の方は町単独事業で取り付けておりますので、その辺については取壊しなどが出来るということで説明しているところでございます。

加藤委員

ということは、プレイグラウンドや今の高齢者活動施設については、壊すことは出来ないということなんですね。基本的に。

産業課長

補助事業の建物については、耐用年数とか色々ありますが、まだ20年ぐらいしか経っておりませんので、基本的に壊すことは出来ないものでございます。

加藤委員

ということは、今回、高齢者活動施設とプレイグラウンドを結ぶ廊下を削るということは、単費でやったということなんですか。図面上、こっちは良いけどこっちは駄目だと、廊下部分はどうなんですか。

産業課長

基本は補助事業でやったものについては、取壊したり間仕切りを大幅に変えたりすることは出

来ないものでございます。しかしながら、軽微な変更という部分で、やっていこうという感じです。全く出来ないということになると何も出来ないのので、本来は駄目ですけども、軽微ということで多少の部分の面積を広げたり、事務室だったところを倉庫にしたりと、渡り廊下を外したりという部分をさせていただくということで、理解していただきたいと思います。

加藤委員

高齢者活動施設、補助事業の関係、この辺はちょっと切り離して、町単費でやるべき項目については、もう少し時間をかけて委員の中でも論議をすべき項目のような気がするのので、いつまでもこの問題でこうやっていても、にっちもさっちもいかない気がするのので。今後の運営方法などについても色んな形があると思うので、この辺についてはもう少し時間をかけて、きちっとされた方が良くと思う。せっかくするのに、あくまでも体験だと言いながら造っても良いとか、ちょっと基本的な部分があるので。こっちは切り離しても良いのかなと、私は思うのですが。

産業課長

この管理の関係ですが、先ほど前段でご説明しましたが、24年度についてはパパスランド全体の全面改修がなされるということ踏まえまして、業務委託契約でさせていただきたい。25年度からは先ほども説明いたしましたが、収益の求められる施設と、それ以外の施設に分かれると思いますが、基本的には指定管理制度に基づき、公募による管理運営をして参りたいと考えております。

加藤委員

それも、どういう形でどういう内容にしていくのかということも、色んな意味で大きな問題がある。例えば、農産加工施設についても体験だよと言っておいて、貸してやるから体験しなさいと言って、単純にそれで済む問題なのか。特に、高齢者対象だよと言っていて、高齢者じゃなくて一般町民はどうするのか。少なくとも今言われているのは、清里に住んでいる人方が、地産地消の中で売ることも大切だけど、自ら作って食べるという、これが一番最も大切なことだろうと思うので、そういうことを広めていくためにも、やっぱりきちとした管理や指導などの環境がなければならぬと思うんです。単純にそれを維持するために、指定管理にすればいいや、ぶん投げとけばいいや。こっちは金がかかる方、こっちは金がかからない方で、ただそれだけで分けますよという話でもないような気がしますし、例えばその他にもパークゴルフ場の問題等にしても、これも基本的にはそれが札弦の道の駅と何の関係があるんだと。極端なことを言ったら公園問題じゃないんですかっていう論議だってある訳ですし、あの施設に関しましても5年間の契約な訳です。土地に関しては、今後に向かってはどうしていくのかというのが大きな問題であって、そういうものが色んな形の中である。町サイドがそういう考えがありますよという中で、もう少し具体的にこの施設のこの部分はこうしていきます、どうやってしていきますというものが出ないと、単純に道の駅だけと言われても、レストラン関係は利益が上がるでしょう、だけど、そこに付随するトイレの管理や電気代や色んなことを考えていくと、そういう負の部分があるんです。そこだって果たしてプラスなのかと言ったらどうなのか。どういうふうにまとめていくのか。方向性は分かりますよ。でも具体的な内容がなかったら、実際にどれだけの数字になるのか。温泉のボーリングをしますというのは私は良いと思いますが、ボーリングで計算した時に、年間4

00万ぐらいかかりますよと言っていて、ボーリングして50度のお湯が出たら、水の加温が出来て暖房費が下がるとしたら、そのメリットの数字はどのぐらいになると見込んでいるのか。実際に出来た時に。それがもし駄目だった時にはどうなるのか。現状で今、利益の上がる道の駅は、トータルとしてどのぐらいの運営費がかかるのかという想像を現段階では持っておられるのか。負の方の経費については、どのぐらいかかると見込んで指定管理に出すと言われているのか。この辺の提示というのをきちっとするべきだと思う。明年度、個別に業務契約を結びたい、業務契約を結ぶ内容については、どういう内容で結ぼうとしているのか。どういう単価なのか。提示をされない、しらすと言っても内容が分からないと、どうにもならない問題ではないでしょうか。

産業課長

新しい施設が出来た後の委託費等につきましては、新しい施設が出来た段階での機材などが全部入った段階でのランニングコストがこれぐらいかかるというものが、基本設計で上がってくるようになっております。それに基づいて、ある程度、今、加藤委員も言っておりました負の部分、それから経費が節減できる部分、それから施設が大きくなったことによります電気水道に係る部分等を、今後十分検討しながら議会と協議させていただきたいと思っております。それから、24年度の1年間限りの業務委託につきましても、基本的には今ある施設を今年と同じような形で委託していく形になりますので、基本的な額については大幅な変更は出てこないものと考えておりますが、今後1年間なりのパパスランドの総合評価をした中で、委託料の金額を積算しながら議会と協議させていただきたいと考えております。

加藤委員

内容的にはなかなか次へ次へと言いながら、出てこない訳ですが、その問題はとりあえず置いておきます。

パパスランドの平面図の中にあります展示コーナー6㎡ですが、内容等についての説明は作りますよと言うだけで、具体的な展示コーナーの内容、あるいはどのような環境にしていけるのかという説明が無いのですが、この辺についてはどうなんでしょうか。

産業課長

1つ目には光岳小学校を卒業されたオリンピックで活躍されている方々の色んな品々を展示していくのが1点。もう一つは、清里町の観光名所などのパンフといったものを展示していくというようなことを考えてございます。スペースといたしましては、今考えているのは、皆さんよくご存知のプラネットのロービーの所にニュージーランドコーナーとして、ガラス張りの所がありまして、あそこにニュージーランドの色んな品々を置いてあります。あのような形でオリンピックに行かれた方の、例えばスーツだとかスケートだとか、そんなものを展示して参りたいと考えております。

加藤委員

例えばその時の大会の時の録画のボタンを押すとパッと出るだとか、あるいはそれによってスタンプが押せるだとか、色んなアイデアがあると思いますが、単純にただ展示をするということだけのスタンスだと捉えて良いですか。現に今、コミットの階段下にもある訳ですが、それを

そのままそこに置くのか、あるいは統合していくのか、その辺どう捉えているのか。単純に置こうとしている、それだけのことなのか。

産業課長

オルゴールを流すとか、スタンプを押すとか色々あるかと思います。今、そこまで深い検討はしておりません。それからもう1点、清里のコミットにもオリンピックメモリアルコーナーがありますが、今後コミットの方とも十分協議しなければならないのですが、コミットの所は皆さんご存知のとおり、階段下になっているということもありますので、場合によっては一部の物を、全部持っていくということにはなりませんけども、例えば一部の物を移動させていただくといったことも含めて、今後十分検討して参りたいと考えております。

勝又委員

全体像として図面を見ても、どこが狭くてどこが広いというのはよく分からないのですが、そこら辺については細かいことを言ってもしょうがないんですが、全体像として、立面でこの建物は一体どんな格好をしているのかが見えてこない部分があるのと、この間札弦との話し合いで色々説明した時に、札弦からも要望が上がったのではないかと思います。現段階で進んでいる部分と札弦からの要望と、そこら辺のものがおそらく見出されるのではないかと思いますけども、札弦から聞くところでは、あくまでも斜里岳を展望出来る、当初にもありました展望風呂についても、おそらく要望がまた上がって来たのではないのかなと思いますが、なかなか2階に風呂を造るというのは大変なことで。それと、屋上と言うか、2階から眺められるような、そういうようなことも町側としては考えているのか。札弦から言われた中で、一部の浴槽からでも展望できるようなものは考えているのか。そこをお聞かせ願いたいと思います。

それと、展示コーナーのことなんですけども、町側の基本的な考えとしてメモリアルコーナーという形で打ち出している訳ですけども、実際にはここに壁一つという形で、メモリアルコーナーの考え方についてもお聞かせ願いたいと思います。

それと、エントランス、風除室の横はオープンデッキなんですか。

産業課長

今般、4自治会の活性化委員会との話し合いをもちまして、先般の常任委員会に提案いたしました図面をお見せしまして、建物については線路側に建てることとなりました。平面図につきましては、ここに出てきているのはあくまでも仮でございまして、この通りにはなりませんと言うことの説明をしたところ、今、勝又委員からもありましたとおり、地域の少人数ではございましたが、展望風呂にこだわる方がいたことも事実です。その中で、町として説明してきたのは委員会にも説明しましたとおり、展望風呂につきましては保健所とか基本設計業者の方で物理的に、風呂の中から眺めるのは無理だということとか、それから今後高齢化が進む中で、2階にお風呂を持っていくということはエレベーターなどの設置も必要になるので、お風呂については全額町単費であるということも含めて難しい状況だということで、説明をしてきたところでございます。理解されたかどうかは別として、状況としてはそういう状況でございます。

それから、展示コーナーにつきましては、当初からこのような形で、要望にはオリンピックメモリアルコーナーとなっておりますが、町としてはオリンピックだけにこだわるのではなくて、

例えば写真とか、先ほど言いました観光パンフなどもあるとか、四季折々の写真を飾るとか、色んな部分での展示をしていきたいと思っております。

3点目の風除室の所にあります、エントランスと書いてあるところは、ご質問にありますようにオープンデッキということを考えております。暖かい時にレストランに入らないで、外でアイスやビールなどを飲むのも良いかなという形で、オープンデッキとしてイメージしているものでございます。

勝又委員

3つ目の関係での、2階での展望の部分はどうなんでしょうか。

産業課長

2階の部分につきましても、町に帰ってきてからも協議はしているのですが、2階の高さから山を見たとしても、さほど展望にはならないのではなからうかというのが結論でございます。正面には電気の線もありますし、むしろ下から見ていただいても山とか農村景色も見られますし、むしろ道路を越えて歩道側から見ていただければ、写真スポットにもなるし、2階からの展望は必要ないのではないかというのが、町の考え方でございます。

勝又委員

2階から見てと言うことがちょっと出ましたので、電線のことについてもちょっと触れておきたいと思うんですけども、こちらパパス側には電線が走っているんですけど、道路の向こう側には光ケーブルの電線が走っているんですね。その電線が、光ケーブルだけなんですけども、電柱の真ん中辺を走っているだけで、とんでもなく高い電柱を立てている訳なんですよね。何で景観云々と言いながら、あそこにあんな電柱が立つことになってしまったのかと思う部分もあります。整備した時に光ケーブルも、パパス側にある電柱に関しては仕方ないんですけども、向こう側の電柱ぐらいは何とかして、地下埋設でもして景観を良くする形を取っていただきたいのと、そのことも要望しておきたいのと、もう1点、あそこの道路の関係なんですけども、釧路方面から来ると駐車場には入りやすいんです。ところが斜里方面から来ると、パパスに入るために、対向車なり、駐車場が混雑している様子が見えた時には、おそらくあの道路で待たなくてはならなくて、待つとなると、後ろの後続車はその脇を抜けて行けませんから、当然そこが渋滞すると。そういうようなことも含めて、それぐらい人が入ってくれば良いんですけども、入るということも想定した中で考えた時には、後続車がスルーして行けるような、道路拡幅ということも考えているんですか。

産業課長

道路の反対側の電柱の件につきましては、私も行って見ましたところ、平成16年ぐらいに電柱自体は建てたように印が付いていますので、日頃気を付けて見ていなかったのか、今まで気付いていなかったのかなと。最近になって、光ケーブルの線が電信柱の3分の1ぐらいの高さに張られているのは事実ではありますが、実際に気を付けて見てみると、景観上あまり良くないという考え方をしております。それから、いわゆる交通量が多くなった場合の路線変更出来る斜線を造るといふ部分なんですけども、あそこは道道でございますので、道道管理者にそのようなことを

要望して参りたいと考えております。いずれにいたしましても、道路管理者が道道であることと、拡幅する場合には用地取得なども絡んできますので、その辺も含めて、近日中に道道管理者の方に要請して参りたいと思います。

村島委員長

他にございませんか。

前中委員

パパスランドということで、色んなカテゴリーが存在する施設と常々思っています。高齢者の活動施設、そして食堂を核とした地域の中での食の提供、あるいは温泉施設の高齢者の利用、地域サービスとしてのパパス。そして今回、道の駅として今まで以上に拡充された取り組みを今後展開していく上で、当町としてもモデルケースとまではいきませんが、一つの試金石としてどういう形にするか、今後考えなければならないと思います。色んな道の駅のあり方があって、サービスとなれば対価は伴うところもありますけども、やはり札弦地域の振興対策とまではいきませんが、そういう地域の人たちのより所としてのパパスのあり方を考える。私もその地域に住む一人ですけども、一つ考えられるのは、これからはやはりホスピタリティー、どうやって他から来る人と対話をしながら、この町をアピール、あるいは良さを知ってもらう、そういう施設にこのパパスランドを作り上げていかなければならないと思いますけども、その辺町としても、そういう大前提の主眼と言いますか、そういうものを各施設においてきちりと明記する。先ほど議論にありましたように、高齢者の活動施設。確かに保健所の許認可等を得ない限り、営業でまでもって、この公共施設を利用するというのは無理かなと思う。ただ、他の自治体も色々調べましたけども、試験、開発だとかという時にはどうしてもそういう体験室が、やはり現実存在しています。そういうところから一つのアクションが起きて、住んでいる人たちが事業展開というのも現実にあります。また、その施設にある程度の専門職を、行政の立場で置いて欲しいという意見も確かにありますけども、そこには人件費等のコストがあって、そういう問題もどうするかというのもあります。そういうことも色々考えることがたくさんあるんですけども、今、さしあたって、住む者にとっては老朽化していると。これは避けて通れない事実なので、その辺は重々町としてもきちりとした目的等を明記しながら、軽微な施設等色々検討する部分はありますけども、その辺も腰を据えた中で提示していただかないと、やはりこれは一つの試金石という訳ではないですけども、考えてもらいたい部分なんですけども。そう辺、もう少し具体性が欲しい。確かに加工施設も今回出てなかったのも、ちょっと疑問な部分もあったのも事実です。だから今、僕が一番言いたいのは、地域、札弦地域じゃなくて清里町としての、その交流のまちづくりと町長が掲げている中で、先ほど言ったホスピタリティー、いかに交流出来るかという部分で、観光施設等もPR出来るインフォメーションセンターも、やはり考えなければならないのも出てくるんじゃないかと思うんですけども。その辺もし、何かあればちょっと聞きたいんですけども。細かい部分では色々ありますけども。

産業課長

町としての考えは色々あっても、それをなかなか実行するのが難しいというのがあるんですけども、町としてパパスランド道の駅さつつるを建設する目的としては、例えば清里町のパパスに

行ったらこんな物がある、どこの町に行っても食べられないけども、清里町のパパスに行ったら必ず食べられるというような食を提供できる施設に出来ないだろうかという考え方を持っております。そのためにはレストランにおきまして、清里町の食材を使ったメニューを多くしてもらうように取組んでいきたい。それから売店におきまして、清里町の野菜などを継続的に置く中で、それもパパスが売るのではなくて、出来ることなら生産者自らが来て陳列したり、時には来たお客さんとコミュニケーションをしながら、顔の見える商品販売をするというようなことで、多くの町民にこのパパスランド札弦を核として触れ合えるような施設になっていくことを望んでいるところでございます。そしてそのことによって、この場所から1人でも2人でも雇用が生まれ、色んな地域との交流が図られていくことを望んでいるところでございますが、なかなか言うことと、実行が伴っていない部分がありますので弱いですが、こういうことを目的に進めておりますので、ご理解願います。

加藤委員

すごく良いことを言っていて、でも最後に自分で落としているようでは、それは説明したことにはならないと思うのですが。大きくここに書かれている、農林水産販売と食材提供供給施設、これが目的なんです。と言うことは、この売店のあり方をどうするのか。清里の野菜を売るのはすごく良いことですが、時期がどれだけありますかってことなんです。稼働率をどういうふうに見て、課長の言われた生産者が直接売るといのは、どういう人に、どういう働きかけをして、来年度からお願いします、再来年からお願いしますという段取りを、どのように現段階でされているのか。あるいはこの売店は補助事業なんです、売るためには台も無ければ駄目なんです、この台などの備品関係については補助事業の対象外になるのか。あるいは最初からちょっと工夫を考えれば、補助金の対象の中に入るのか。あるいはどのような環境にして販売をしていこうと思っているのか。当然のように、野菜だけではなく焼酎も売らさうし、木工関係も売らさうし、色んなものを考えていると思うのですが、売店がすごく広いんですね。具体的にもう少し売店の広さを考えた時、そして年間の野菜供給量を、どのように考えてそれを広めようとしているのか。それと、雇用の場として1人でも2人でもというのは私も大賛成ですが、指定はしませんが、60歳や70歳の人を使うのではなく、出来れば若い人を1人でも2人でも雇用するような環境にするのが、私は町の施設の努力のすべき範囲だと思います。その辺も含めて、ちょっとお願いいたします。

産業課長

野菜の関係につきましては、現在も年間400万ぐらい野菜関係で売っておりまして、十数人の搬入している方もおります。今、町としましては、現在作っている農家はもとより、清里町内で野菜を作りたいとか、そこで売ってみたいという方々の希望を取りまして、座談会等しながら、場合によっては近隣の道の駅などの視察研修などもして、どういう形でやっていくのが望ましいのかということの、組織体制づくりを早急にやることを進めています。そして道の駅などを見てくるにしましても、野菜の無い時期に行ってもしょうがありませんので、遅くても10月中ぐらいには行って、どういう形で商品を陳列しているのか、どういう形で出しているのか、どういう形で生産調整をしているのか等の勉強をして、来年は試験期間で25年度からはきちんと出せるような形を作りたいということで進めているところでございます。備品関係につきまし

では、契約などの時の本体価格にきちんと入れた中での契約が出来たものについては、補助対象になると認識しております。ただ、後から町が単費で買った物については別でございますので、出来るだけ早い時期に備品等についても本体価格に入れられるような形の、配置イメージをしていきたいと考えているところでございます。

加藤委員

と言うことは、この直売所に関しては、指定管理と言いながら、その人方にその部分を逆に別で指定管理という形で任せる要素を考えているのか。その辺について、もうちょっと具体的に説明して欲しい。非常に良い展開方法だなと理解する訳ですが、いざ展開する時点で、実際にそういう団体あるいは組合などの組織を作っていたら、その人達にその部分の運営をお任せするという形に最終的にしていくのか。

産業課長

道の駅などで販売しているやり方と言いますのは、今、加藤委員がおっしゃられたとおり、何通りもあります。そこを経営している指定管理者などに委託をして、手数料をもらって販売する方法もあれば、私が言ったように直接農家が持ってきて自分で陳列して、売り子を1人置いて自分達でやる方法もあれば、陳列だけはするけどもという形だとか色んな方法があります。問題は、生産する農家の方々がどういう方法を望むのか。私たちは作るだけの人ということになれば当然、持って行って委託で販売してもらうことになりまして、その辺は今後、先ほど言いました組織体制の中で、農家の生産者としてどういう形を望むのかという部分を、十分聞き取りした中で方針を決めて参りたいと思っております。

加藤委員

もう一回この売店に関して、そういう関与の中で、この平面図の例えばこの辺りのこのぐらいの面積に野菜関係を置くだとか、他の物はこのぐらいだとか、その辺の具体的なものは全く無いんですか。

産業課長

売店におきましては、大きく3つの品々を販売して参りたいと思っております。一つが農産物、もう一つが清里焼酎をはじめとした清里町の特産品。例えば商工会で作っておりますピネガーだとか色んなものの清里町の特産品。もう一つが、いわゆるどこにでも売っているようなお土産品など、道の駅に来られた方が色んなお土産を選択出来るような形を今、考えているところでございます。スペースにつきましては、図面上は133.76㎡になっておりますが、場合によってはホールの方に少しいたり、場合によっては色んな形で仕切りはありませんので、この中でやっていきたいと考えております。

村島委員長

他にございませんか。

前中委員

1点だけちょっとお伺いします。パパスランドの売店等の食堂施設と、高齢者活動施設、インドアプレイグランド等の連携ということは、どのように考えていますか。渡り廊下でつなぐのか、つながないのか。そこら辺、ちょっとお聞きしたいのですが。

産業課長

新しく出来る施設と、農産加工室は全く別物ということになります。それで、今考えられる運営管理でございますが、加工室を利用したい方は新しい施設の受付の所で鍵をいただいていく。

加藤委員

今、課長が説明しようとしている内容というのは、あたかも管理が一緒ただという説明ですよ。同じ会議中に中途半端な説明をしてもらったら困ります。指定管理を別々にするかどうかはこれから検討していくと言っていて、何でフロントに行って鍵をもらおうという話になるんですか。同じ会議の中で、中途半端な発言はしないでください。

前中委員

ちょっとそういう部分で、管理方法はそういうふうを考えているのか。フロントで鍵を借りて行ってということで、あくまでも別棟で管理する形で。

加藤委員

かも知れない。それをあたかも一緒に管理するような表現で説明されるというのは、ちょっと。

村島委員長

その辺、もう少し明快に説明をお願いします。

産業課長

25年度以降の管理体制が分かれるかも知れないということの説明の中で、その説明がちょっと矛盾している部分があったかと思いますが、別々に指定管理した場合に、それぞれで管理するとなれば、加工室の方にも誰か従業員を置かなければ対応出来なくなります。これは当然です。人件費とか色々な部分考えた時には、矛盾があるかも知れないですが、現実としては今度は加工室だけの建物になりますので、鍵を借りて開けて、掃除をしていただいて鍵を戻していただくという方法も考えられるのではないかと、このように考えております。

加藤委員

もう一言加えておきますと、そういう方法は、指定管理者を2つに分けてやっても、同じ会社あるいは団体が受けた場合は、そういう方法は可能かと思いますが、仮に、別々に募集して違うところが指定管理を受けた場合には、そうはならないということです。基本的に、それぞれの施設の最大限の活用をどう図っていくのか。それらを町サイドでもう一度、十分な協議をすべきだと思います。

産業課長

25年度の委託に向けて十分検討し、議会と協議させていただきます。

加藤委員

議会と、議会とではないんです。施設は町民のものなんです。その現場を使う人や、色んな意見を十分に把握してください。私達は町民がやろうとしたり、使おうとすることに反対する団体でも何でもありません。私たちのものでもありません。町民のものなんです。よく考えてやってください。

勝又委員

1点、先ほどからも出ているんですけども、道の駅が今回整備をされるにあたって、どこにでもあるような道の駅を町民の皆さんは要求していないと思うんです。おそらく札弦地域としては、札弦の特色を生かした施設が求められている。ましてや清里の特色を生かした施設ということになると、何がメインテーマなのか、そういうものが見えてこない。温泉がついているのも一つの特徴だと思う。たまたま温泉がありますから。加工の体験が出来るのもテーマだと言うなら、それはそれで良いと思います。それがきちっと定まっていなくて、ちょっと見えてこない部分のかなど。今、加藤さんの方からも色んな要望があって、要望を聞いて要望に沿ったような形で、予算の関係もありますから出来る出来ないはあると思いますが、そんなことも含めて、やっぱり地域が、そしてうちの町が要望するものに少しでも近づけたような形のものになってもらいたいなど。これは当然の条件じゃないかなと思います。要望通りじゃなくても、僕らはここに示されたものを良いか悪いかを判断して、良いと決めた時にはそれなりの僕達にも責任がある訳ですから、その部分も含めて十分に要望も聞いて、そして僕らに投げかけて、その中で良い悪いの判断が出来るようなものを計画の部分で示していただきたい。そのことを要求しておきたいと思いません。

村島委員長

私の方からちょっと申し上げます。今の話を聞いていますと、話が行ったり来たりで、同じことを繰り返しているような感じもしますし、もう少し煮詰めた上で、次回の9月8日の委員会に、もう少し高齢者活動室や農産物加工室についても、きちっと把握してもらって、委員の方々に納得していただけるようにしてください。今の話だで行ったり来たりで話がさっぱり煮詰まってきません。繰り返しても同じですから、きちっとしたものを示してもらわないと、委員会としても取りまとめることがちょっと難しくなってくる。そんなことでお願いをしておきたいと思いません。

議題がもう一つ残っておりますので、この辺でとりあえずこの部分はよろしいでしょうか。

池下委員

最後ということなんで1点だけ聞きたいのですが、この平面図の上の方に平面計画1案とあるんですが、これは1案しかないということなんですか。まだ他にあるということなんですか。例えばこうやって見えても、1案しかない場合はこれしか見ないんですよ。やっぱり2案、3案があれば、比べてみてこっちの方が町民の人も使いやすいんじゃないかとか、色々模索出来ると思うのですが。私も図面に関しては詳しくないのですが、ここに計画1案と書いてあるものから、2案、3案もあるのか、という質問なんです。先ほどから課長も議員と協議していき

たいという話を聞いているのですが、渡り廊下をつけて、こっちと新しい施設を接続出来るようにすれば、やっぱり行ったり来たりが楽ですし、そういうことは一切考えられないのか。その辺をちょっとお伺いしたいのですが。

産業課長

平面図の右上に、平面計画1案となっておりますのは、当初の配置図の時に1案、2案と出した関係で、1案ですっきりとできております。これは業者の方から上がってきている図面そのものなんですけども、私の方で消してくれと言えれば良かったんですが、言っていなかったために1案ということで載っています。選ぶものが無いということになったことについては、申し訳ないと思っております。それから、渡り廊下の件につきましては、この建物と今ある建物の間を通してプレイグランドへの動線があります。この建物と加工室の方を渡り廊下でつなぐと、プレイグランドに行く方の動線が切れることとなります。なかなか難しいというのが現状で、つなげなくなっているという状況でございます。プレイグランドの方の入口も、パークゴルフ場の北側の出入り口にすれば出来るのですが、今、考えているのはこの建物と加工室の間を通して、プレイグランドの中央で動線を作って、そこで農産物の販売などもしたいということで進めている関係から、加工室に接続する渡り廊下がなかなか造りづらい状況にあるということで、ご理解いただきたいと思っております。

池下委員

1案の問題は聞きましたけども、この図面の他には無いということで捉えて良いですね。

産業課長

平面図については、ございません。

池下委員

一番最初に、この図面はあくまでも計画であって、まだまだ変更可能という話をされていましたが、この図面しか無いということは、最初から変えられないと受け取って良いのでしょうか。

産業課長

先ほども説明いたしましたが、交付金事業としての補助事業上の必要な部分については微調整を行なっていきますが、抜本的な変更は出来ないと考えております。

田中委員

今、色々皆さんから意見が出てきた訳ですけども、この施設については言われているように、地域のコミュニティの場として、また、道の駅として交流人口の関係もある、両方を兼ねた施設ということで、とんでもない意見は難しいですけども、使い勝手の良いような施設にして欲しい。それと一番大事なことは、これをやることによって、どこがどう管理運営をやっていくのか。それもやっぱりきちっと話してくれないと、ただ造って後から考えるようではちょっと。1年間様子を見てということもあるでしょうけども、町の考えとして出して、両方で進んでいかないとなかなかこの問題も難しいことかなと思うので、その辺りをしっかりと考えていただきたいと思

ます。

村島委員長

今、田中委員から言われたように、見直すところは見直すということでやっていただきたいと
思います。よろしいでしょうか。

それでは前に進みます。次の、緑清荘の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールについて。
7ページ。

産業課長

緑清荘の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールについて、7ページでご説明申し上げます。
緑清荘につきましては、平成18年度からスタートした指定管理業務で行っており、今年度
で委託期間が終了することから、来年度に向けたスケジュールについて、ご説明申し上げるもの
でございます。8月下旬に緑清荘の業務の総合評価を行い、募集要項案を作成し、9月6日開催
予定の議会所管委員会に募集要項案を提案し、募集要項を決定して参りたいと考えております。
10月1日から11月14日まで募集を開始し、11月下旬から選定委員会を開催し決定、12
月に議会所管委員会に報告並びに定例議会に提案し、指定管理者の指定の告示並びに基本協定の
締結と図って参りたいと考えております。24年3月には関連予算を計上し、単年度協定を締結
して参りたいと考えております。次に、指定管理の業務の内容については、記載のとおりでござ
いまして、指定期間は24年4月1日から3年間として参りたいと考えております。以上、緑清
荘の指定管理の募集及び決定等のスケジュールについての説明を終わります。

村島委員長

の緑清荘の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールについて、7ページで何かございま
せんか。

加藤委員

スケジュールの中で、23年9月中旬、募集要項の決定とありますが、現在、要綱やそれら
がある訳ですが、大きく変更する要素は含んでいると捉えて良いのですか。現状のままの要綱、単
純な流れと判断して良いのですか。

産業課長

現状の総合評価等を行いながら、募集要項の中には使用料とか応募資格とか、色んな項目が載
っておりますので、その辺の町との委託料も含めて十分検討し、要綱を作成し、委員会の方に提
案して参りたいと考えております。

村島委員長

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

村島委員長

無いということですので、次に進みたいと思います。 の清里町地域農業再生協議会

の設立について、8ページから9ページ。

農業G総括主査

それでは私の方から、清里町地域農業再生協議会の設立についてご説明を申し上げます。8ページをご覧ください。本協議会につきましては、戸別所得補償制度を円滑に推進するために、農林水産省の農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱に基づきまして、平成23年6月20日付けで設立されたものでございます。これまで各種補助事業等の受皿等として活動しておりました、清里町担い手育成総合支援協議会を解散いたしまして、そこで行なっていた事業も併せて本協議会で実施して参ります。構成団体につきましては、町、農業委員会、農業協同組合、そしてオホーツク農業共済組合となっており、網走農業改良普及センター清里支所につきましては、北海道の指導がございまして、アドバイザーという立場で指導していただくことになっております。なお、会長につきましては町長が就任しております。また、次ページには戸別所得補償制度における地域農業再生協議会の位置付けについての図がありますのでご覧ください。戸別所得補償制度では、各農家が作成されました交付申請書などを地域再生協議会が取りまとめを行いまして、一括して農政事務所に提出をして参ります。また、交付金の流れにつきましては地方農政局より各農家が指定いたしました口座に直接振り込まれるスタイルとなっており、そのための清里町における取りまとめを行う団体として、この再生協議会が設立されました。以上で説明を終わります。

村島委員長

ただ今説明がございましたけども、何かございませんか。

前中委員

この協議会の実質的な事務局はどこが担当するのですか。

農業G総括主査

実質的には、役場産業課農業グループで担当いたします。

前中委員

だと思んですけども、個人的な情報等の集約、あるいはデータ処理がかなり煩雑になると思うんですけども、今の産業課の中の対応で、十分な対応できるとお考えなのか、ちょっと確認したいのですが。

農業G総括主査

本再生協議会におきましては、個人データの安全管理に係る取扱細則、個人データ開示手続き等々の規定を整備して、それに基づいた事務処理を行なって参りますので、当然個々の大変貴重なデータでありますので、万全の体制で事務にあたって参りたいと考えております。

前中委員

それはJAの担当部署との連携は今までどおりだとは思んですけども、この再生協議会はJAを窓口としない中で独立的な窓口で、農家戸別所得補償の対応をする仕組みになっていて、そ

れなりの専門性も産業課の中に必要となってくるので、専門職的なものを今後考えていけるのかどうか。その辺も今後の中で検討しているのかどうか、確認したいのですが。

農業G総括主査

まず、事務局の体制でございますが、産業課農業グループが窓口になると先ほど申しました。実際の事務といたしましては、この地域農業再生協議会がJA清里町に委託をするという内容となっております。その部分で実務的な部分につきましては、JAと一緒に、もちろんJAも再生協議会に入っておりますので、一体となった中でやって参ります。個人情報の取扱い、または専門的な内容につきましては、JAと足並みを揃えながらやって参りたいと考えております。

前中委員

わかりました。

村島委員長

いいですか。これで産業課が終わりました。何かありますか。

(「なし」との声あり)

村島委員長

それでは終わります。ご苦労様でした。

5分間休憩します。

休憩 午前11時16分～

午前11時21分

村島委員長

それでは建設課、道路橋梁及び河川の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールについて、説明をお願いします。

建設課長

道路橋梁及び河川の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールの関係でございますが、ご存知のとおり第2期の指定管理期間で、平成21年度から23年度までの3カ年になってございますが、今年度指定期間が切れますので、清里町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に係る条例第2条の募集、公募の規定により募集要項を今後定め、事務手続きを進めて参りたいと、かように考えてございます。具体的な募集要項につきましては、次回の委員会に提出し提示をさせていただきたいと考えてございますが、今後の募集及び決定等に係るスケジュールについて、担当の総括主査よりお手元の議案に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

建設管理G総括主査

スケジュールについてご説明いたします。平成23年8月下旬・業務の総合評価、9月上旬・募集要項案の策定、9月6日・議会所管委員会への募集要項案の報告、9月中旬・募集要項の決定、9月中旬以降・指定管理者の募集、一応予定では10月下旬までの予定となっております。11月上旬・選定委員会の開催と決定、12月上旬・議会所管委員会への募集及び選定結果の報

告、12月中旬・議会への指定議案及び債務負担行為補正議案の提出、同じく12月中旬・指定管理者指定の告示及び指定の通知、基本協定の締結、選定結果の公開、24年3月中旬・平成24年度関連予算の計上、同じく24年3月下旬・単年度協定の締結をスケジュールとして予定しております。

指定管理業務の内容ですが、うちの部分につきましては道路橋梁及び付帯施設の維持管理に関する業務及び河川及び付帯施設の維持管理に関する業務、その他必要な業務となっております。作業の工事ですが、路面整正以下、記載の維持業務となっております。その他、巡回点検、除雪業務、災害時の対応等が作業工事の中身になってございます。以上で説明を終わります。

建設課長

ただ今総括主査がご説明申し上げたとおり、今後このようなスケジュールに乗せながら、次回の委員会に具体的な募集要項、考え方を示した中で、年度内の指定管理に向けて事務を進めさせていただきたいと、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

村島委員長

委員の方で、何かございませんか。

(「なし」との声あり)

村島委員長

無いようですので、よろしいです。ご苦労様でした。

村島委員長

次回の委員会について、事務局お願いします。

事務局長

次回の委員会につきましては、先ほどの総務文教委員会でご案内どおり9月6日、総務委員会を終了後ということで、お願いしたいと思います。以上です。

村島委員長

3のその他。

事務局長

その他、ございません。

閉会の宣告

村島委員長

それでは無いようですので、第6回産業福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前11時25分)